

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の核燃料物質  
使用施設等保安規定の変更認可申請に係る行政相談

2. 日時: 令和3年5月21日(金)13時00分～13時20分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

本多主任安全審査官、真田安全審査官、堀内安全審査官、矢野安全審査官

日本原子力研究開発機構原子力科学研究所

保安管理部施設安全課 技術副主幹 他 5名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、今後申請を予定している、原子力科学研究所バックエンド研究施設の核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請の内容及び申請時期について、提出資料に基づき、以下のとおり説明があった。

○令和3年3月30日付け原規規発第21033017号をもって使用変更許可を受けた、バックエンド研究施設のセル、グローブボックス等における核燃料物質の一定期間の保管について、関連する規定を保安規定に追加するための変更を行う予定である。

○原子力科学研究所の保安規定について、令和3年4月26日付けで変更認可申請(JRR-3の貯蔵箱に係る規定の追加等)を行っているが、使用変更許可及び保安規定の整合を図る観点から、バックエンド研究施設に係る申請を並行して行うことを検討している。

(2) 原子力規制庁から、以下の様に伝えた。

○バックエンド研究施設のセル、グローブボックス等において、核燃料物質の一定期間の保管することをどのように保安規定に規定するかの整理が必要と考える。並行して申請することを妨げるものではないが、内容を十分精査のうえ申請されたい。

(3) 原子力機構から、以下の様に回答を受けた。

○核燃料物質の一定期間の保管について、バックエンド研究施設以外の機構内の保安規定で同様の事例がなく、どのような内容で規定するか、まだ定まっていない状況。

○4月26日付け申請の認可前の申請を検討していたが、具体的な記載内容を機構内でよく検討した上で申請をすることとしたい。したがって、バックエンド研究施設

設に係る申請については、4月26日付け申請の保安規定変更認可の後に申請することとする。

(4)原子力規制庁から、了解した旨を伝えた。

#### 6. 提出資料

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請内容について